

令和3年度補正予算案(保険局関係)の主な事項

新型コロナウイルス感染症の拡大防止

感染症の影響により厳しい状況にある方々の事業や生活・暮らしの支援

○国民健康保険・介護保険等への財政支援 259億円

新型コロナウイルス感染症の影響により一定程度収入が下がった被保険者に対して、国民健康保険料・介護保険料等の減免を行った市町村等に財政支援を行う。

また、新型コロナウイルス感染症の影響で財政運営が極めて困難となった健康保険組合に対し財政支援を行う。

未来社会を切り拓く「新しい資本主義」の起動

成長戦略

○地方を活性化し、世界とつながる「デジタル田園都市国家構想」

審査支払システム等のICT化の推進 93億円

診療報酬の審査支払等を行うための国保総合システムについて、社会保険診療報酬支払基金との審査基準の統一化等、総合的かつ効率的な運用に向けたシステム整備への支援を行う。

また、訪問看護レセプト請求の電子化に向けたシステム整備や、障害自立支援給付審査支払等システムの審査機能等の強化に向けた改修への支援等を行う。

救急等における保健医療情報の利活用、オンライン資格確認の推進 12億円

特定健診データや薬剤情報等の保健医療情報を医療機関等で確認できる仕組みを拡大し、患者本人の意思確認ができない等の救急時の情報閲覧に対応するとともに、アレルギー情報等、閲覧の対象となる情報の追加に向け必要なシステム改修を行う。あわせて、オンライン資格確認の推進に向けたシステム整備の支援等を行う。

自治体等における介護・障害福祉分野等のシステム標準化等の推進 1.1億円

介護保険関係業務や障害福祉関係業務等について、自治体等における業務プロセスや情報システムの標準化等を推進するとともに、マイナンバー連携等を推進し、業務の効率化や利用者の利便性向上を図る。

【参考】

分配戦略 ～ 安心と成長を呼ぶ「人」への投資の強化

○公的部門における分配機能の強化等

看護、介護、保育など現場で働く方々の収入の引上げ 1,665億円

保育士等、介護・障害福祉職員を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度(月額9,000円)引き上げるための措置^(注1)を、令和4年2月から実施する。

看護については、まずは、地域でコロナ医療など一定の役割を担う医療機関^(注2)に勤務する看護職員を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、段階的に収入を3%程度引き上げていくこととし、収入を1%程度(月額4,000円)引き上げるための措置^(注3)を、令和4年2月から実施する。

※ 保育所等における収入の引上げについては、内閣府に計上

(注1) 他の職員の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認める。

(注2) 「地域でコロナ医療など一定の役割を担う医療機関」：一定の救急医療を担う医療機関(救急医療管理加算を算定する救急搬送件数200台/年以上の医療機関及び三次救急を担う医療機関)

(注3) 看護補助者、理学療法士・作業療法士等のコメディカルの処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認める。